百々裏話（93）

おもてあきら

――鍎之丞家の代々（その二）――

◎観世織部清尚（2）

宝暦2年（一七五二）の拾人扶持拝領、明和元年（一七六四）の居宅地拝領によって確立したと見られる清尚の分家独立は、観世大夫家伝来の面・装束の分与を伴なっていたようである。明和8年の年記を持つ元章編の『諸家面目録』には、観世織部清尚所持面として小牛尉以下の33面を掲出している。注記されている作者名から見てもほとんどが古作の面であり、観世家伝来の面を兄元章が弟清尚に譲渡したものであろう。能面がそうであれば、装束の類も多分同様であったものと推測される。そうした財産分与は、拝領屋敷を得た明和元年以前に行われた事であったろう。ついでに言えば、清尚は兄と同じく自身で能面を打ったようで、『諸家面目録』は、元章作の分に続けて、『観世織部作之面』として、三日月（「元章所持」とする）・朝倉・邯鄲男・大癋見・頼政・阿古父・中将・志和尉・鼻瘤の九面の名を列挙している。

明和2年正月、清尚は書初に「君万歳といのるなる、神にあゆみをはこふなり、〳〵」の短い謡（弓八幡）を書いた。その一軸が観世宗家に現存している。この年の六月に名高い明和改正謡本が刊行されたが、兄元章の大事業に清尚も相応の協力をしたと見えて、同年6月21日、「兄観世大夫御謡本改正出精仕、御仕立等茂宜敷、定而手伝出精仕候と思召候ニ付」という理由で、八丈帯地二端を江戸城内で田沼意次の手を経て拝領している（由緒書）。同じ時に元章が拝領したのは、将軍用に仕立ててあった長絹とチョロケン（舶来の絹の一種）一巻である（享和二年由緒書）。

清尚は比較的筆まめだったようで、彼の手に成る文書が観世宗家に相当数残存しているが、その中に明和五年江戸城関係の御用留一冊（『明和五年織部書留』と仮称する）があって、清尚らの勤務内容が具体的に知られる。城内での能への出演はもとより、番組の編成や装束の準備、謡本への直し書き入れなどが仕事の一部であったが、将軍家治の能の稽古に関する記事が最も多い。元章と清尚が交替で指南にあたる慣習になっていたらしいが、元章は病気を理由に清尚を代理に立てている場合が多く、三月以降はほとんど清尚が稽古の相手を勤めている。表能などにはちゃんと元章が出演しているから、大病だったとは思われず、持病を口実に元章が将軍の相手を避けていたとも考えられる。将軍指南は、稽古予定日に登城してから延引される事が多く、楽な仕事ではなかった。この年の4月14日に長男の観世三十郎元長が早世し、元章は後継者を失ったのであるが、『明和五年織部書留』の同月19日の条には、「上意ニ。左近義、気ヲ打、ワズライニテモ出ヌ様ニ可レ致旨、織部ニトクト申フクメ可レ遣旨、困幡守殿江被ニ仰付一。病気ニ而も出候ハヾ御稽古之相障ニ成候故、保養致可レ申旨、上意ニ付、困幡守殿御請被ニ申上一候」とある。嫡子に先立たれた悲嘆のあまり病気にでもなっては困るから、十分保養せよという、有難い将軍のお言葉のようである。それをさいわいに、元章は将軍指南を弟の清尚にまかせたのであろうか。

ところで、この年に将軍家治が稽古した能は、石橋・山姥・融・三笑の四番であった。問題は石橋である。石橋は三月の奥御能で家治自身が舞うつもりで稽古を初めたようで、正月5日の御用始に左近（元章）・織部（清尚）の両名が登城して指南したのを初め、2月9日には織部が相手をし、同13日には左近が、19日には織部が参上するよう命じられた。13日の稽古が行われたかどうか同書に記事がないが、19日の織部の分は延引になり、29日になってから「春気にて御のぼせ候に付き、此度の

御能には石橋遊ばされ候まじく候由。秋迄御のばし遊ばされ候由「（書下し文にあらためた）」の通達があった。十月後半の奥能で舞うつもりで秋になって将軍は稽古を再開しようとしたが、元章は病気を理由に役儀を断り（同書9月22日の条）、代って清尚が10月19日に稽古の相手をしているが、結局、同年中には家治の石橋は舞われなかったようである。一方、『徳川実紀』の「浚明院殿〈家治〉御実紀附録」の最末部に、左の如き記事が見える。

公（家治）は又、大納言殿と申奉りて西城にましますころ、本城よりの御沙汰にて猿楽をもまなばせたまひしが、聰慧におはしければ、いくほどなく其技にもよく熟し給へり。ある日例の如く左近を召て御学習有しに、左近本城の御寵遇をたのみ、不遜の挙動多く、朝士を軽侮するもすくなからざるよしきこしめされ、深くにくませたまひしかども、当時の事勢をはかりおはしましける。ある日石橋の舞曲を授奉るとて、赤頭といふものを御首にいたゞかせ、厚き唐織の衣あまたかさね奉り、仮面をかけ奉りし。折しも五月のころ蒸暑なりしに、勿体なくも御頭を手にて押へ、舞台の上を数十辺かけはしらせ奉りしかば、御息もつかれ御眼もくらみたまひける。其後仰けるは、我祖宗の後をうけ国家の主たり。かゝる雑劇遊戯のために身体をつからし、もの病をこることもあらば、何を以てか後世の嘲りをとくべき。今より後はたえてなすまじきなり。……其職業の者になさしめて見聞すべきなり。御みづからは学ばせ給ふまじと仰出されける。……この一事にても、公英明独断、かつ御孝心の至り深くましく〳〵けることは、おしはかりて知るべきなり。

この記事が〃家治の孝心を揚げようとして誇張に流れた嫌がある〃ことは『能楽盛衰記』（39頁）が指摘している通りで、そのままには信じられない。石橋稽古を将軍になる以前の大納言時代とするのも、酷暑の五月とするのも疑わしい。『明和五年織部書留』によると家治の石橋稽古はその時が初めてと考えざるを得ないからである。とすると、石橋稽古の際の元章の猛烈な指南に家治が立腹したという右の記事と、明和五年に「春気にて御のぼせ候に付き」家治の石橋稽古が中止されている事実の間には、密接なつながりがありはしないだろうか。そうした疑いを持ちながら読むと、長男が死去した後の〃ゆっくり保養せよ〃という家治のいたわりの言葉の背後にもなるべく元章の指南は受けたくないという敬遠の気持が感じ取れるように思われる。石橋中止の通達があった2月29日の直前の頃の元章の稽古ぶりが家治の不快を買い、元章もそれを知っていたからこそ、病気を理由に将軍の能指南を避け、その面の仕事は専ら弟清尚にまかせていたのではなかろうか。（因みに、明和五年には能の稽古をしている家治が、安永初年には全然稽古を受けていない。）

石橋をめぐる右の推測には、『徳川実紀』の記事の信頼度を初め種々の難点もあって、あまり自信は持てないでいるが、とにかく、明和五年の頃に、兄の元章はあまり将軍家治の能指南にはあずかっておらず、弟の清尚の方が将軍やその側役と密接であったことは確かである。長男三十郎元長の早世後、元章はツレ役の観世藤十郎章学を養嗣子として三十郎と称させたが、新三十郎は、元章辞退後の石橋指南役の候補として一応考慮されてはいるものの、養父の代理を勤めるほどではなかった。一応兄に相談した上でという清尚の意向を、急ぐからその儀に及ばずと、将軍側役が清尚の独断をうながしている記事もあって（『明和五年織部書留』10月28日）、清尚の江戸城内での地位は、元章の遠慮に反比例して高くなったかのようである。六年後に元章が没して間もなく、清尚が観世大夫を嗣ぐようになったのも、そうした実状を背景としての事であったろう。

（47・7・5）